

議案第16号

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年大口町条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を
「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
第6章 雑則（第34条）
第3条に次の2項を加える。」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「求めることができること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、町からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体

制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委

員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること
と。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
と。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止
のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作
成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、
書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によっ
て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条
において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第
33条において準用する場合を含む。）及び第16条第23号（第33条におい
て準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書
面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知
覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説
明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、
この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものに
ついては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子
的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）
によることができる。

附則第2項を削り、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

- 2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。
- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削り附則に見出し及び2項を加える改正規定は公布の日から、第16条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるものは「講じるように努めなければ」とし、新条例第21条（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは、「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるものは「講じるように努めなければ」とする。

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 <u>基準該当居宅介護支援に関する基準</u> <u>(第33条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則 (第34条)</u></p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>指定居宅介護支援事業者は、利用者の人</u> <u>権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制</u> <u>の整備を行うとともに、その従業者に対し、</u> <u>研修を実施する等の措置を講じなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p>6 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介</u> <u>護支援を提供するに当たっては、法第118</u> <u>条の2第1項に規定する介護保険等関連情報</u> <u>その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に</u> <u>行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、<u>介護保険法施行</u> <u>規則 (平成11年厚生省令第36号) 第14</u> <u>0条の6第1号イ(3)に規定する主任介護</u> <u>支援専門員 (以下「主任介護支援専門員」と</u> <u>いう。)</u> でなければならない。<u>ただし、主任</u> <u>介護支援専門員の確保が著しく困難である等</u> <u>やむを得ない理由がある場合については、介</u> <u>護支援専門員 (主任介護支援専門員を除</u> <u>く。)</u> を前項に規定する管理者とすることが できる。</p> <p>3 略 (内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 <u>基準該当居宅介護支援に関する基準</u> <u>(第33条)</u></p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、<u>主任介護支援専</u> <u>門員</u> でなければならない。</p> <p>3 略 (内容及び手続の説明及び同意)</p>

新	旧
<p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p> <p>3～8 略 （指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあって</u></p>	<p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3～8 略 （指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末</p>

新	旧
<p><u>は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等（主治の医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</u></p> <p>(10)～(20) 略</p> <p><u>(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、町からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。</u></p> <p>(22)～(31) 略 (運営規程)</p> <p>第21条 略</p>	<p>期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師等（主治の医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>(21)～(30) 略 (運営規程)</p> <p>第21条 略</p>

新	旧
<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保)</p> <p>第22条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第22条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (従業者の健康管理)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p>第24条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げ</u></p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保)</p> <p>第22条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(従業者の健康管理)</p> <p>第24条 略</p>

新	旧
<p><u>る措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第30条 略</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第30条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第25条 略</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第30条 略</p>

新	旧
<p>(3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第33条 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 <u>指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第23号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の</u></p>	<p>第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第33条 略</p>

新	旧
<p><u>知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下「管理者」という。))が、主任介護支援専門員でないものに限る。）」については、第6条第2項」と、「<u>「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>第6条第2項に規定する管理者については、この条例の施行の日から起算して3年を経過するまでの間、介護支援専門員とすることができる。</u></p>

改正要旨

1 改正の趣旨

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が改正されるため、大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の改正を行います。

2 改正の概要

(1) 管理者要件の変更（第6条関係）

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとします。ただし、令和3年4月1日以降、不測の事態（※）による主任介護支援専門員を管理者とすることができない理由と今後の管理者確保のための計画を保険者である大口町に届け出た場合には、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があると判断し、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年猶予するとともに、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者である大口町の判断により、この猶予期間を延長することも可能です。

また、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予します。

※不測の事態は、本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等を想定しています。

(2) 会議及び委員会の実施方法の追加（第16条、第24条の2、第30条の2関係）

介護支援専門員及び事業者が、本条例中に規定された会議及び委員会を実施する場合に、テレビ電話装置等を活用して行うことができるよう規定します。

(3) 虐待の防止に関する事項の追加（第21条、第30条の2関係）

指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）が、虐待の発生又はその再発を防止するための検討委員会を定期的開催し、その結果を担当職員に周知徹底を図り、その指針を整備するよう規定します。また、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するよう規定します。

(4) 業務継続計画の策定に関する事項の追加（第22条の2関係）

事業者が、感染症や非常災害の発生時にサービスの提供を継続するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう規定します。

(5) 感染症の予防及びまん延の防止措置に関する事項の追加（第24条の2関係）

事業者が、当該事業所における感染症の発生やそのまん延を防止するための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を担当職員に周知徹底を図り、その指針を整備するよう規定します。また、感染症の予防やまん延を防止するための研修及び訓練を定期的実施するよう規定します。

(6) 事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者が作成及び保存する書面の取り扱いに関する事項の追加（第34条関係）

事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者が、本条例中に規定されている書面で作成、保存する居宅介護サービス計画等を書面に代えて、電磁的記録により対応することができるよう規定します。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。附則の改正は、公布の日から施行し、「虐待の防止」「業務継続計画」「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」の規定については、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、努力義務とします。